

令和8年度『児童・生徒生活のきまり』

項目	小学生	中学生
帰宅時刻	4月：午後5時30分 5月から8月：午後6時 9月：午後5時30分 10月：午後4時30分	4月から9月：午後6時30分 10月から3月：午後6時 ※部活動やスポーツ少年団等の活動については、指導者の指示に従い、速やかに帰宅する。
祭典時帰宅時刻	11月から1月：午後4時 2月：午後4時30分 3月：午後5時	祭典（樽前山神社例大祭・港まつり）及び地域・町内会の祭典や盆踊りについては、午後8時に帰宅する。 ※10月から3月に行われる祭典等は午後6時に帰宅する。ただし、スケートまつりにおいては午後6時まで会場に滞在可能とするが、その後速やかに帰宅する。
外出・外泊	①外出時には保護者に行き先、目的、同伴者、帰宅時刻を伝えてから出かける。 ②上記の帰宅時刻以降の外出は、保護者又は保護者の依頼を得た責任のもてる成人と同伴。 （以下、保護者等と同伴） ③小・中学生のみでの外泊は原則禁止。 ④留守家庭や空き家などには入らない。	
交通道德	①路上で遊ばない。（インラインスケート、スケートボード、一輪車、ローラースクイズ、ブレイブボード、キックスケーター、ボール遊び、雪遊び、ソリ遊びなど） ②道路の横断は、必ず左右を確認し、飛び出さない。 ③自転車の二人乗り、無灯火、並走、シグザグ運転、イヤホンやスマホを使用する「ながら運転」などは禁止。横断歩道は押して渡る。 ④冬季間は自転車の利用を控える。積雪・凍結路面では自転車に乗らない。 （各学校の指導内容を確認する） ⑤交通事故に遭った場合は、ただちに警察署（110番）に通報し、学校にも連絡する。 ⑥自転車に乗る際はヘルメットを着用するよう努める。	
不審者への対策	①知らない人の誘いには応じない。また、身の危険を感じた時はすぐに逃げて、近くの「こどもSO Sの家」やコンビニなどの店舗、住宅、近くの大人などに助けを求める。 ②小・中学生の一人歩きは出来るだけ避け、帰宅時刻以降は外出しない。 （塾や習い事の行き帰り等、保護者が認めた場合を除く） ③不審者から被害を受けた場合は、ただちに警察署（110番）に通報し、学校にも連絡する。 ④外出時は、露出の多い服装や華美なものは避ける。	
海や川	①海岸は潮の流れが速く、また、海底が急激に深くなり危険なので、海には入らない。 ②川には近づかない。また、入らない。 ③結氷した川や湖、沼などの危険な場所では遊ばない。	
釣り	保護者等と同伴。	①保護者の責任の下、危険のない場所へ3人以上のグループで行く。なお、中学生のみで早朝・夜間の釣りは禁止。 （帰宅時刻から翌朝8時まで禁止） ②ライフジャケットの着用を推奨。
キャンプ・登山	小・中学生のみでのキャンプ・登山は禁止。保護者等と同伴。	
親水公園・海水浴場	小・中学生のみでの利用は禁止。保護者等と同伴。	
サイクリング	保護者等と同伴。	保護者の責任の下実施し、行き先、同伴者名、帰宅時刻を告げて、危険のない行動を取る。

項目	小学生	中学生
公園・公共施設	①公園、施設の示すルールに従って利用し、迷惑・危険行為は行わない。 ②遊具などは、安全に譲り合って利用する。	
ゲームセンター及びゲームコーナー、カラオケ店、インターネットカフェ	小・中学生のみでの入店は禁止。利用する場合は保護者等と同伴。 (必ず一緒にいること)	
飲食店	保護者等と同伴。	ファミレスや食堂、ファストフード店以外は保護者等と同伴。 ※ただし、ファミレスや食堂、ファストフード店であっても、登下校時の利用は禁止。
ボウリング場	小学生のみでの入店は禁止。 利用する場合は、保護者等と同伴。	保護者の責任の下、店舗が示すルールに従って利用する。
映画館	保護者の責任の下、店舗が示すルールに従って利用する。	
インターネット (スマホ・パソコン・ゲーム機などの利用)	※「とまこまい情報機器利用の約束」を守る。 ①保護者の責任の下で使用する。 ②SNS等(LINE・X・Instagram・TikTok・YouTube・オンラインゲームなど)の利用に当たっては、個人情報*特定される恐れのあるもの(写真や動画も含む)の掲載や他人への誹謗・中傷は載せない。 ③マッチング・出会い系アプリなどは使用しない。	
パチンコ店、場外馬券場など	小・中学生の入場が認められない施設への出入りは、保護者等と同伴でも禁止。	
タバコ、アルコール及び薬物等	①タバコ(電子タバコや類似品、ニコチンの有無問わず)や酒類(ノンアルコール含む)は所持・使用・飲用しない。 ②違法薬物(大麻、覚醒剤など)や危険ドラッグは所持・使用しない。 ③シンナー、ボンド、その他の有機溶剤などの使用やガス吸引などの危険行為はしない。	
アルバイト	原則禁止。	①原則禁止。 ②新聞配達は、保護者の同意と校長の承認を得て従事する。
その他	①地域の方に注意された場合は素直に従う。 ②大型店、コンビニなどで、万引きなど疑われる行為をしない。また、迷惑行為は行わない。 ③火遊び(爆竹、ライター等)や危険な玩具(エアガンなど)で遊ばない。 ④花火は、時間・場所・安全を考え、迷惑行為にならないよう保護者等と同伴で行う。 ⑤危険な場所(工事現場、資材置き場、廃屋、空き家、線路など)には立ち入らない。	

○連絡先

◇学校名(苦小牧市立拓進小学校)
電話(0144-52-5010)

◇苦小牧警察署
電話:0144-35-0110(または110番)

◇苦小牧市少年指導センター(健康こども部青少年課)
電話:0144-32-6148

苦小牧市「児童・生徒生活のきまり」委員会

- ・苦小牧市小学校生徒指導連絡協議会
- ・苦小牧市中学校生徒指導連絡協議会
- ・苦小牧市少年指導センター